

人事訴訟事件の調査について

平成22年9月29日家一第004332号家庭裁判所長  
あて家庭局長通達

改正 平成24年12月19日家一第004815号

標記の事件について、当分の間、下記により調査し、報告してください。  
記

1 調査事項

毎年12月31日の時点で係属する人事訴訟事件で係属2年を超えるものについて、別紙様式の調査表に記載の事項

2 調査表の作成単位

別紙様式の調査表については、本庁及び支部ごとに作成する。

3 報告の方法

2の定めにより作成した調査表を本庁において取りまとめた上、高等裁判所を経由することなく、家庭局第一課家事資料係あてに送付する方法により報告する。ただし、1の事件がない場合には、報告を要しない。

4 報告の期限

翌年2月20日とする。

付記

この通達は、平成22年9月30日から実施する。

付記(平24.12.19家一第004815号)

この通達は、平成24年12月31日から実施する。

